

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）第22条において準用する旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第7条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 9月16日

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 書類通知年月日及び帳票整理番号
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市行財政改革部（問合せ先 税制課）
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり

公示送達リスト

通知年月日	帳票整理番号	氏名
令和8年7月24日	90432	長谷川 理恵